第76回 税理士試験

〔 法 人 税 法 〕

熊本県試験会場用解答

11月2日（月）実施

資格の学校 TAC

＜ＴＡＣ＞税26　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

第76回税理士試験（再試験）【熊本県】法人税法

Ｚ－76再－Ｄ〔第一問〕解　答

問１　(1)

投資信託の収益の分配のうち信託の開始の時から終了の時までの間におけるものについては、その収益の計算期間の末日の属する事業年度の収益とする。

したがって、Ａ社が受けた外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益分配金1,000,000円は、令和８年12月31日の属する当期の収益の額として、益金の額に算入される。3

また、外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益分配金は、受取配当等の益金不算入制度の適用はない。2

問１　⑵

１．所得税額控除

(1) 税額控除 2

内国法人が各事業年度において利子及び配当等の支払を受ける場合には、これらにつき課される所得税の額のうち一定額を、その事業年度の法人税の額から控除する。

(2) 控除額（期間按分するもの） 2

剰余金の配当（みなし配当等を除く。）等又は集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託等を除く。）の収益の分配に対する所得税

… 元本所有期間に応ずる月数按分により計算した金額又は簡便計算（元本を株式出資と受益権とに区分し、同一区分に統一適用する。）により算出した金額を控除する。

(3) 申告要件 2

(1)の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除額及び明細を記載した書類の添付がある場合に限り、記載金額を限度に適用する。

(4) 還　付 2

確定申告書等に所得税の額の控除不足額の記載があるときは、税務署長は、その金額を還付する。

２．損金不算入 2

所得税の額につき、税額控除又は還付の規定の適用を受ける場合には、その控除又は還付される金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

３．分配時調整外国税相当額の控除

(1) 税額控除 1

内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額のうち一定額を、その事業年度の法人税の額から控除する。

(2) 控除額（期間按分するもの） 1

集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託等を除く。）の収益の分配に対する分配時調整外国税相当額

… 元本所有期間に応ずる月数按分により計算した金額又は簡便計算により算出した金額を控除する。

(3) 申告要件 1

(1)の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除額及び明細を記載した書類の添付がある場合に限り、記載金額を限度に適用する。

（次ページへ続く）

問１　⑵（続き）

４．分配時調整外国税相当額の損金不算入 [1]

　分配時調整外国税相当額につき、税額控除の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係るその分配時調整外国税相当額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

　源泉徴収税額150,000円は、当期の損金の額に算入されるが、申告要件を前提に、所得税額控除の規定及び分配時調整外国税相当額の控除の規定の適用を受けることができる。[1]

　この場合、Ａ社が当期に受ける集団投資信託の収益分配金につき課される所得税の額のうち、分配時調整外国税相当額を除いた50,000円は、当期の法人税の額から控除され、控除不足額がある場合はその金額は還付される。なお、控除又は還付される金額は、当期の損金の額に算入されない。[2]

　また、Ａ社が当期に受ける集団投資信託の収益分配金につき課される分配時調整外国税相当額100,000円は、当期の法人税の額から控除され、控除不足額がある場合でも還付を受けることはできない。また、分配時調整外国税相当額が当期の損金の額に算入されない。[2]

　税額控除の順序は、まず分配時調整外国税相当額の控除を行い、次に所得税額控除を行う。[1]

問２

１．契約①

⑴ 賃貸借取引に係る費用 [3]

　内国法人が資産の賃貸借でリース取引以外のもの（以下「賃貸借取引」という。）によりその賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその内国法人が支払うこととされている金額（その資産の賃借のために要する費用の額又はその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、次に掲げる額を除く。）があるときは、その支払うこととされている金額のうちその各事業年度において債務の確定した部分の金額は、その各事業年度の損金の額に算入する。

　①　原価の額

　②　固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額

（次ページへ続く）

問２（続き）

当該建物の賃貸借は、中途解約可能であるためリース取引に該当しない。Ｅ社は賃貸借取引により建物の賃借を行い、賃貸借取引に係る契約をした当期以後の各事業年度においてＥ社が支払うこととされている金額があるため、その支払うこととされている金額のうち当期において債務の確定した部分の金額900,000円は、当期の損金の額に算入される。[2]

また、残額300,000円は、前払費用のうち支払った日から１年以内に提供を受ける役務に係るものであるため、当期の損金の額に算入される。[2]

２．契約②

(1) 損金の額 [3]

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

①　その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

②　①のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

③　その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

(2) 債務の確定の判定 [1]

償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次の要件の全てに該当するものとする。

①　その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること。

②　その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。

③　その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

Ｅ社が当期に業務委託料として支払った120,000円のうち、債務の確定した70,000円が費用の額として当期の損金の額に算入される。[2]

なお、残額50,000円は、支払った日から１年以内に提供を受ける役務に係るものではないため、短期前払費用の適用はなく、前払費用の額として当期の損金の額に算入されない。[2]

問３

(1) 有価証券の譲渡損益

① 原　則 2

内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額（イとロの差額をいう。）は、その譲渡契約日等の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

イ　その有価証券の譲渡の時における有償による譲渡により通常得べき対価の額（みなし配当の額を除く。）

ロ　その有価証券の譲渡原価の額（１単位当たりの帳簿価額×譲渡をした有価証券の数）

② 特　例 2

法人が、所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社株式の交付を受けた場合（交付を受けた株式交付親会社株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80％未満の場合並びにその株式交付の直後のその株式交付親会社が同族会社に該当する場合を除く。）における有価証券の譲渡対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額相当額に株式交付割合（その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額と交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（株式交付親会社株式の価額等を除く。）とを合計した金額とする。

Ｐ社が株式交付によりＳ社株式を譲渡したため、その譲渡に係る譲渡利益額（イとロの差額をいう。）720,000円は、当期の益金の額に算入される。 1

イ　譲渡対価の額

Ｐ社が所有するＳ社株式を発行したＳ社を株式交付子会社とする株式交付によりＳ社株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社であるＴ社の株式の交付を受け、そのＴ社株式の価額4,100,000円（500株×8,200円）が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額5,000,000円（900,000円＋4,100,000円）の80％未満でなく（4,100,000円／5,000,000円＝82％）、株式交付の直後にＴ社が同族会社に該当しないため、Ｓ社株式の譲渡対価の額は、Ｓ社株式の株式交付の直前の帳簿価額1,000,000円に株式交付割合82％を乗じて計算した金額820,000円と交付を受けた金銭の額900,000円とを合計した1,720,000円となる。 1

ロ　譲渡原価の額

Ｓ社株式の譲渡原価の額は、１単位当たりの帳簿価額10,000円×譲渡をした有価証券の数100株により計算した1,000,000円となる。 1

（次ページへ続く）

問３（続き）

(2) 有価証券の取得価額

譲渡株式の譲渡直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額に交付費用を加算した金額 2

Ｔ社株式の取得価額は、Ｓ社株式の譲渡直前の帳簿価額1,000,000円に株式交付割合82％を乗じて計算した820,000円となる。 1

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Ｚ－76再－Ｄ〔第二問〕解　答

【資料１】

	税務上調整すべき項目	金額（単位：円）
加算	損金経理納税充当金	2　14,229,700
	損金経理法人税等	6,720,300
	損金経理住民税	2　663,200
	損金経理附帯税等	2　68,700
	前期仮払租税公課否認	5,218,300
減算	法人税等の還付金	3,867,500

【資料２】　　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
機械装置Ｃ減価償却超過額認容 2,788,000（減算）2 土地Ｄ圧縮超過額 7,425,600（加算）	（土地Ｄ） １．判定 165,000,000－130,000,000＝35,000,000＞165,000,000×20％＝33,000,000 ∴　本法交換の適用なし ２．特定資産の交換の圧縮超過額 ⑴　譲渡経費 $6,314,000\times\frac{130,000,000}{130,000,000+75,000,000}+806,000=4,810,000$ （次ページへ続く）

【資料２】（続き①）　　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
建物Ｅ減価償却超過額 1,680,530（加算）	⑵　差益割合 $\frac{130,000,000-(88,062,000+4,810,000)}{130,000,000}=0.2856$ ⑶　圧縮基礎取得価額 $165,000,000\times\frac{2,000㎡\times5}{12,000㎡}=137,500,000>130,000,000$ ∴　130,000,000 ⑷　圧縮限度額 130,000,000×0.2856×80％＝29,702,400 ⑸　圧縮超過額 37,128,000－29,702,400＝7,425,600 （建物Ｅ） １．判定 75,000,000－65,000,000＝10,000,000≦75,000,000×20％＝15,000,000 ∴　適用あり 2 ２．圧縮超過額 ⑴　譲渡経費 $6,314,000\times\frac{75,000,000}{130,000,000+75,000,000}=2,310,000$ ⑵　圧縮限度額 $65,000,000-(39,975,000+2,310,000)\times\frac{65,000,000}{65,000,000+10,000,000}$ ＝28,353,000 ⑶　圧縮超過額 30,000,000－28,353,000＝1,647,000 → 償却費へ ３．減価償却限度額 ⑴　見積耐用年数 (31年－７年)＋７年×20％＝25.4年 → 25年 ⑵　償却限度額 $(65,000,000-28,353,000)\times0.040\times\frac{3}{12}=366,470$ ４．減価償却超過額 (400,000＋1,647,000) －366,470＝1,680,530 （次ページへ続く）

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【資料２】（続き②）　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
機械装置Ｆ減価償却超過額 334,500（加算）	（機械装置Ｆ） １．判定 34,000,000－29,000,000＝5,000,000≦34,000,000×20％＝6,800,000 ∴　適用あり ２．圧縮限度額 $29,000,000-(12,512,000+2,788,000)\times\frac{29,000,000}{29,000,000+5,000,000}$ ＝15,950,000 ３．圧縮超過額 15,000,000－15,950,000＜０　∴　０ ４．減価償却限度額 ⑴　見積耐用年数 (10年－５年)＋５年×20％＝６年 ⑵　償却限度額 ①　(29,000,000－15,000,000)×0.333＝4,662,000 ②　(29,000,000－15,000,000)×0.09911＝1,387,540 ③　①≧②　∴　4,662,000 ④　$4,662,000\times\frac{3}{12}=1,165,500$ ５．減価償却超過額 1,500,000－1,165,500＝334,500

【資料３】　　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
受贈益計上もれ 4,000,000（加算） 受贈益の益金不算入額 4,000,000（減算）2 減価償却費認容 4,000,000（減算） 建物Ｇ減価償却超過額 18,944,250（加算）	（建物Ｇ） １．見積耐用年数 ⑴　24,000,000×50%＜15,500,000≦50,000,000×50% ⑵　(31年－７年)＋７年×20%＝25.4年 → 25年 ⑶　$\dfrac{24,000,000 + 15,500,000}{\dfrac{24,000,000}{25年} + \dfrac{15,500,000}{31年}}$ ＝27.05… → 27年 ２．減価償却超過額 ⑴　償却限度額 (24,000,000＋15,500,000) ×0.038× $\dfrac{9}{12}$ ＝1,125,750 ⑵　償却超過額 (570,000＋15,500,000＋4,000,000)－1,125,750＝18,944,250
機械装置Ｈ減価償却超過額 1,846,833（加算）	（機械装置Ｈ） １．償却限度額（グルーピング） ⑴　本体 ①　14,933,335×0.200＝2,986,667 ②　28,000,000×0.06552＝1,834,560 ③　①≧②　∴　2,986,667 ⑵　資本的支出 ①　(1,250,000＋680,000)×0.200＝386,000 ②　(1,250,000＋680,000)×0.06552＝126,453 ③　①≧②　∴　386,000 ④　386,000× $\dfrac{3}{12}$ ＝96,500 ⑶　⑴＋⑵＝3,083,167 ２．償却超過額 (3,000,000＋1,250,000＋680,000)－3,083,167＝1,846,833

（次ページへ続く）

【資料３】（続き①）　　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
器具備品Ⅰ減価償却超過額 355,600（加算）	（器具備品Ⅰ） １．取得価額 280,000＋60,000＋60,000＝400,000 ２．償却限度額 ⑴　400,000×0.333＝133,200 ⑵　400,000×0.09911＝39,644 ⑶　⑴≧⑵　∴　133,200 ⑷　$133,200\times\frac{4}{12}=44,400$ ３．償却超過額 (280,000＋60,000＋60,000)－44,400＝355,600

【資料４】　　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
普通預金Ｊ計上もれ 714,000（加算）	（普通預金Ｊ） 105,000ドル×158円－15,876,000＝714,000
	（米国債Ｋ） １．判定 $\frac{120,000ドル×158円－13,200,000}{120,000ドル×158円}$ ＝0.303…≧15% ∴　著しい変動 2 ２．税務調整 ⑴　税務上の為替差益 120,000ドル×（158円－110円）＝5,760,000 ⑵　会計上の為替差益 5,760,000 ⑶　⑴－⑵＝０　　∴　調整なし
借入金Ｌ認容 7,020,000（減算）	（借入金Ｌ） １．判定 $\frac{180,000ドル×158円－180,000ドル×110円}{180,000ドル×158円}$ ＝0.303…≧15% ∴　著しい変動 ２．税務調整 ⑴　会計上の為替差損 1,620,000 ⑵　税務上の為替差損 180,000ドル×（158円－110円）＝8,640,000 ⑶　⑴－⑵＝△7,020,000
定期預金M計上もれ 805,000（加算）	（定期預金M） 115,000ドル×158円－17,365,000＝805,000

【資料５】　　（単位：円）

税務上調整すべき項目及び金額（加算・減算の別）	計算過程
仮払交際費認定損 120,000（減算） 交際費等の損金不算入額 2,987,000（加算）2	(交際費) １．支出交際費等 9,240,000－220,000＋387,000＋800,000＋660,000＋120,000＝10,987,000 ２．損金不算入額 10,987,000－8,000,000(※)＝2,987,000 ※　(1,680,000－180,000－220,000－320,000＋120,000)×50%＜8,000,000×$\frac{12}{12}$ ∴　8,000,000 (売上割戻し) 事業用資産を交付するために要した費用は、交際費等に該当しない。 ∴　業務用冷凍・冷蔵ケースにつき、損金経理是認 (旅費交通費) 得意先を旅行に招待した際に随行した当社役員の旅費は、交際費等に含める。 (仮払金) 当期に接待を行っているため、当期の交際費等に含める。
スポーツクラブ入会金計上もれ 1,200,000（加算）	(福利厚生費) １．入会金 有効期限の定めは無いため、繰延資産に該当しない。 ２．会費 全従業員・全役員が利用できるため、福利厚生費となる。 ∴　損金経理是認2
作業用工具計上もれ 360,000（加算）	(消耗品費：製造原価報告書) １．軍手、タオル 毎期おおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費する作業用消耗品の取得に要した費用の額を継続してその取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には、これを認める。なお、この金額は製造原価に算入される。 ∴　損金経理是認2 ２．作業用工具 固定資産で、未使用のものであるため、損金経理否認。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

【別表五(一)Ｉ　利益積立金額の計算に関する明細書（一部抜粋)】　（単位：円）

区　分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
利益準備金	8,000,000			8,000,000
未収還付法人税及び地方法人税	1,576,100	1,576,100		0
未収還付法人市民税及び法人県民税	342,100	342,100	2	0
仮払税金	△5,218,300	△5,218,300		0
機械装置Ｃ	2,788,000	2,788,000		0
土地Ｄ			7,425,600	2 7,425,600
建物Ｅ			1,680,530	2 1,680,530
機械装置Ｆ			334,500	2 334,500
建物Ｇ		4,000,000	4,000,000 18,944,250	2 18,944,250
Ｙ社株式			△4,000,000	2 △4,000,000
機械装置Ｈ			1,846,833	2 1,846,833
器具備品Ｉ			355,600	2 355,600
普通預金Ｊ			714,000	2 714,000
借入金Ｌ	2 7,020,000	7,020,000		0
定期預金Ｍ			805,000	2 805,000
仮払交際費			△120,000	2 △120,000
スポーツクラブ入会金			1,200,000	2 1,200,000
作業用工具			360,000	2 360,000
繰越損益金（損は赤）	記載不要	記載不要	記載不要	記載不要
納税充当金	90,000	2 90,000	14,229,700	14,229,700
未納法人税等以下記載不要				

●合否のポイント

今回の本試験は、理論・計算ともに難易度の高い問題であった。理論で規定を中心に満遍なく解答したうえで、計算で取れる部分をいかにケアレスミスなく解答できたかがポイントとなる。

●合格ライン

〔第一問〕

問１(1)は、計算の知識を用いて解答できる論点であった。問１(2)は、未学習論点が含まれていたため、所得税額控除の規定さえ正確に記述できていれば、残りは解答できなくても問題はない論点であった。

問２は、理論マスターの暗記を前提として、正確な記載が必要である。

問３は、未学習論点が含まれていたため、有価証券の譲渡損益（原則）の規定さえ正確に記述できていれば、残りは解答できなくても問題はない論点であった。

ボーダー　30点以上

〔第二問〕

全ての資料に応用論点が含まれている難易度の高い問題であった。基本論点を中心に満遍なく解答した上で、いかにミスをなくして解答できたかがポイントとなる。

ボーダー　30点以上

第一問については、条文の正確な暗記したうえで、解答要求に対し適切に解答できていたかどうかがポイントとなる。
第二問については、基本的な論点をケアレスミスなく得点を重ねられたかどうかがポイントとなる。
理論と計算の合計点として60点程度がボーダーラインと思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

⑴　合格発表前

TAC 配点での得点	次年度のコース等選択案
60 点以上	次の科目の「**速修コース（※２）**」に進みましょう。 なお、すでに次の科目の学習を始めている方は、その科目の学習を継続してください。
60 点未満	現在の実力（成果・基盤）をしっかりと維持し、強固な土台を固めておくことをお勧めします。 ⇒「Re-Start ゼミ（オプション講座）」（又は自主学習） 又は年内上級演習

※１　合格発表があるまでは合否は分かりません。上記を進路の決定にあたって参考になさって下さい。

※２　比較的時間に余裕がある方は、年内から開講しているコースを追いかけて履修することもご検討ください。

⑵　合格発表後

結　果	次年度のコース等選択案
合　格	次の科目の「**速修コース**」に進みましょう。
不合格	残念ながら再チャレンジとなった場合、コース選択の判断の際は、本試験の評点等を目安にしてください。 ① 本試験の評点が 40 点～60 点の場合 ⇒「**上級コース**」で実践力を養成してください。（＋α Re-Start ゼミ（オプション講座）） ② 本試験の評点が 0 点～39 点の場合 ⇒「**速修コース**」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。

上級コース　**速修コース**　**Re-Start ゼミ**